

受験生の皆様へ

愛媛大学医学部医学科「地域特別枠(推薦B)」

# 入学生を対象とした 愛媛県地域医療 医師確保奨学金制度のご案内

## 対象

令和6年度  
愛媛大学医学部医学科  
地域特別枠入学生

## 貸与額

入学金及び授業料：愛媛大学定額  
生活費：月10万円

## 貸与期間

大学在学期間（6年間）

## 返還免除

卒業後9年間（3年間の研修期間を含む。）  
愛媛県内の指定医療機関で勤務した場合、  
返還が免除されます。

## その他

選抜試験において県の面接を実施し奨学金受給意思の確認を行います。

えひめの  
地域医療を支える  
君の力を応援します。



まじめえひめ  
スタンプロゴマーク

愛媛県イメージアップキャラクター  
みきちゃん

## お問い合わせ

愛媛県庁医療対策課

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL：089-912-2449

E-mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

<http://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/index.html>

## ☆貸与対象者及び人数

令和6年度愛媛大学医学部医学科「地域特別枠（推薦B）」入学生 20人（予定）

- ※1 本奨学金は、愛媛大学の入学試験と連動したものであり、「地域特別枠」による入学者には、必ず貸与するものです。（貸与辞退はできません。）
- ※2 人数は予定であり、変更となる可能性があります。
- ※3 「地域特別枠」への出願については、愛媛大学にご確認ください。

## ☆貸与額

「入学金（1年次のみ）」及び「授業料」…愛媛大学の定める額  
「奨学金（生活費）」…10万円/月

## ☆貸与期間及び貸与方法

■貸与期間は、入学月から大学を卒業する月まで（6年間）となります。

奨学金の貸与を受ける者が休学、停学、留年したときは、休学の日、停学の処分を受けた日、留年した日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで奨学金の貸与は行いません。

■入学金については入学年次に1回、授業料については年2回（免除がある場合を除く）、生活費については毎月貸与（口座振込）します。

## ☆貸与申請

愛媛大学への入学手続と併せて、申請書類を提出いただきます。（出願時には、奨学金の貸与申請は不要です。）

## ☆奨学金の返還免除

大学卒業後9年間（3年間の研修期間を含む。）知事が指定する医療機関で勤務した場合、貸与額が全額返還免除されます。

本制度及び地域特別枠は、「県内の地域医療に従事する医師を養成する」ことを目的としていますので、本制度の利用者は、返還免除要件（9年間の勤務）を満たすことを前提としています。

なお、勤務先医療機関については、「愛媛県キャリア形成プログラム」に掲載している医療機関群の中から地域医療の状況や医療機関及び市町の要望を踏まえ、愛媛県及び愛媛大学において調整のうえ貸与生の希望も考慮し決定します。

勤務中も継続してキャリア形成支援等を行います。

### 《 卒業後の勤務（例） 》

義務1	義務2	義務3	義務4	義務5	義務6	義務7	義務8	義務9
【初期臨床研修期間】		【後期臨床研修期間】			【地域医療貢献期間】			
愛媛大学医学部 附属病院の71(愛) プログラムにより 臨床研修	(例1)	県中核 病院	地域中核病院及び地方拠点病院					
	(例2)	地域中核病 院及び地方 拠点病院	県中核 病院	地域中核病院及び地方拠点病院				

- ※1 初期臨床研修終了後、3年間で限度として後期臨床研修（専門研修）を実施することができる。
- ※2 後期臨床研修期間のうち、県中核病院は1年間のみ義務年限に算入する。  
ただし、特定診療科（救急科、精神科及び呼吸器内科）に限り3年間義務年限に算入できる。

## ☆奨学金の返還

返還免除要件を満たすことができなかった場合（貸与が取り消されたとき、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき、医師免許取得後直ちに指定医療機関における初期臨床研修を開始しなかったとき等）は、貸与を受けた奨学金の全額に一定の利息を加えた額を一括返還しなければなりません。

## ☆その他注意事項

奨学金貸与に際しては、「独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者」2名の保証人が必要です。（原則として、保証人はそれぞれ別の居住地である必要があります。）